

別表七の二付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人が令第131条の8第3項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）において準用する令第123条の8第3項第3号ロ（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）又は令第131条の8第5項において準用する令第123条の9第4項（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「関連法人支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細」の各欄は、令第131条の8第5項において準用する令第123条の9第4項第1号に規定する時価純資産価額及び簿価純資産価額の算定の対象となる同項に規定する関連法人ごとに記載します。